平成２１年（フ）第５３６号
静岡県袋井市久能2301番地の１、前住所静岡県袋井市諸井2093番地の１
債務者　室田美由貴
１　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５３９号
静岡県浜松市東区篠ケ瀬町60番地の３
債務者　平野　　明
１　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５４８号
静岡県磐田市豊岡5968番地１　ニューワールド２Ａ号室
債務者　山内　エバンジェリン　ブロセ
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月17日午前10時40分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
島根県大田市大田町大田ロ692番地
債務者　幸田建設こと　幸田　悦男
１　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１３５号
島根県出雲市今市町62番地３
債務者　谷本　典子
１　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１３６号
島根県出雲市今市町62番地３
債務者　谷本幾久子
１　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

破 産 終 結

平成１６年（フ）第２６号
北海道網走市南４条東３丁目12番地
破産者　株式会社五社屋
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産を終結する。
３　理由の要旨　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し、終結した。
釧路地方裁判所網走支部

破産手続終結

平成１９年（フ）第１０３号
宮崎県日南市大字東弁分甲1811番地
破産者　有限会社島田組
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２０年（フ）第４７号
熊本県八代市泉町下岳57番地
破産者　株式会社氷川
１　決定年月日　平成21年10月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第３６２号
鹿児島市城南町22番14号
破産者　南九州フッコール株式会社
１　決定年月日　平成21年10月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第７５号
宮崎県日南市星倉５丁目２番27号、破産手続開始時の住所宮崎県日南市吾田東５丁目１番１号
破産者　秋山　次**德**
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２０年（フ）第８２号
宮崎県日南市園田２丁目６番11号、破産手続開始時の住所宮崎県日南市大字星倉167番地６
破産者　山下　　直
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２０年（フ）第６２号
山口県萩市大字古魚店町３番地
破産者　横山　嘉照
１　決定年月日　平成21年10月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２０年（フ）第８５号
山口県長門市日置上6020番地５
破産者　大下　知己
１　決定年月日　平成21年10月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第８号
熊本市江津１丁目18番１号
破産者　伴　　康成
１　決定年月日　平成21年10月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部